

環境森林省
持続的生産林管理総局

持続的生産林管理の機能評価及び木材合法性検証における実施標準及び要領に
関する持続的生産林管理総局規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 の変更
に関する

持続的生産林管理総局長規程
第：P. 15/PHPL/PPHH/HPL. 3/8/2016

唯一神の加護により、
持続的生産林管理総局長は、

- a. 認可保持者又は権利森林に対する持続的生産森林における管理性能評価及び木材合法性検証に関する環境森林大臣規程第 P. 30/MenLKH/Setjen/PHPL. 3/3/2016 を実行するために、持続的生産林管理総局長規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 を定めたこと；
 - b. 独立監視人による監視・監督の実行について、上記 a 項で述べた持続的生産林管理総局規程の付録においていくつかの条項を変更する必要があること；
 - c. 上記の a 項及び b 項を考慮した上、持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性検証における実施標準及び要領に関する持続的生産林管理総局長規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 の変更に関して持続的生産林管理総局長を定める必要があることを考慮し、
1. 森林に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号）を変更した森林に関する法律 1999 年第 41 号の変更に関する法律代替政令決定 2004 年第 1 号を法律として制定することに関する法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号）；
 2. 森林破壊防止及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号（インドネシア共和国官報補遺第 5432 号）；
 3. 適合性の標準及び評価に関する法律 2014 年第 20 号（インドネシア共和国官報補遺第 5584 号）；
 4. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；
 5. 国家省庁第一階級における業務及び機能管理に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回の変更を経て、大統領規程 2014 年第 135 号；
 6. クルジャ内閣における業務及び機能管理に関する大統領規程 2014 年第 165 号；
 7. 環境森林省における組織および作業手順に関する環境森林大臣規程第 P. 18/MenLHK-II/2015（インドネシア共和国官報 2012 年第 779 号）；

8. 認可保持者又は権利森林に対する持続的生産森林における管理性能評価及び木材合法性検証に関する環境森林大臣規程第 P. 30/MenLKH/Setjen/PPHL. 3/3/2016（インドネシア共和国官報 2016 年第 363 号）；

に鑑み、

以下を決定する：

決定事項：持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性検証における実施標準及び要領に関する持続的生産林管理総局長規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 の変更に関する持続的生産林管理総局長規程

第 1 条

持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性検証における実施標準及び要領に関する持続的生産林管理総局長規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 の付録 4 を本総局長規程付録に変更する。

第 2 条

本総局長規程は決定日より有効する。

2016 年 8 月 31 日
ジャカルタにて制定

持続的生産林管理総局長

イダ・バグス・プトラ・パルタマ

本規程の写しは、次の者に配布する：

1. 環境・森林大臣；
2. 環境・森林省内第一階級官僚；
3. 持続的生産林管理総局内第二階級官僚；
4. 全インドネシアにおける森林担当州局長；
5. 第 1～16 地区生産森林管理センター長

本写しは、原本と同内容である。

法務・技術協力部長

バンバン・ウィヨノ
公務員番号 19610201 198303 1 005

付録 4 持続的生産林管理総局長規程

第 : P. 15/PHPL/PPHH/HPL. 3/8/2016

日付 : 2016 年 8 月 31 日

内容 : 持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性検証における実施標準及び要領に関する持続的生産林管理総局長規程第 P. 14/PHPL/SET/4/2016 の変更

木材合法性検証システムにおける独立監視手順及び要領

A. 適用範囲

監視の範囲は、以下を含む :

1. 持続的生産林管理評価機関 (LPPHPL) 及び木材合法性検証評価機関 (LVLK) の認定工程及び結果
2. 持続的生産林管理評価機関 (LPPHPL) に評価する及び／又は木材合法性検証評価機関 (LVLK) に検証する認可保持者、管理権保持者、非生産者輸出者、権利森林所有者、家業・職人の性能及び／又は供給元適合リスト (DKP) の発行
3. 認可保持者、管理権保持者、権利森林所有者、家業・職人、非生産者輸出者に対する持続的生産林管理性能及び木材合法性検証の評価工程及び結果、供給元適合リストの発行、持続的生産林管理評価機関、木材合法性検証評価機関、国家認定委員会 (KAN) による苦情の解決又は上訴。
4. V-Legal 表示の使用。
5. V-Legal 書類の発行。
6. デューデリジェンスの発行。
7. 原材料適合性検証 (VLBB) の実施。

B. 参考資料

1. 認可保持者又は権利森林に対する持続的生産森林における管理性能評価及び木材合法性検証に関する環境森林大臣規程第 P. 30/MenLKH/Setjen/PHPL. 3/3/2016
2. 森林省内における公共情報サービスに関する森林大臣規程 2011 年第 7 号
3. 公共情報サービス基準に関する情報委員会規程 2010 年第 1 号
4. SNI ISO/IEC 10002:2009 品質マネジメント・顧客満足 組織に対する苦情対応要領
5. SNI ISO/IEC 17011:2011 適合性評価・適合性評価機関を認定する認定機関の一般要件
6. SNI ISO/IEC 17065:2012 適合性評価・製品、工程、サービス認証機関における条件
7. SNI ISO 19011:2012 マネージメントシステムの監査要領
8. 国家認定委員会 (KAN) マネージメントシステム手順第 08 号苦情処理
9. 国家認定委員会 (KAN) マネージメントシステム手順第 09 号上訴処理

C. 独立監視

1. 独立監視員は以下を示す。
 - a. 認可保持者、管理権保持者、現場・営業権利森林所有者のエリア内・周辺に滞在・所在する住民
 - b. 森林分野に関心を持つインドネシア国民；及び／又は
 - c. インドネシア法人森林観察非政府組織（NGO）
2. 独立監視員は、機能を遂行するにおいて、持続的生産林管理評価機関、木材合法性検証評価機関、認可保持者、管理権保持者、権利森林所有者との利害対立が必ずないこと。
3. 監視員ネットワーク機関とは、独立監視員から構成する機関又は組織である。
4. 個人の独立監視員は、登録監視員ネットワーク機関へ加入する又は総局へ登録することができる。

D. 独立監査員の登録手順

1. 組織及び／又は監視員ネットワークの独立監視員は、総局長経由で当省へ登録する。
2. 登録は、直接訪問による登録又は添付の登録フォームを記入の上、電子メール及び郵送による登録で行う。
3. 登録時に、組織及び／又は独立監視員ネットワークが必ず添付する書類：
 - a. 法人設立証書又は組織設立説明書の写し
 - b. 定款、法律、又は標準手順書
 - c. 倫理規定及び執行手順
 - d. 監視要領
 - e. 組織の構成、責任者、窓口
4. 総局長は、完全な書類を受理後、最大 14 日間で登録申請を処理する。
5. 総局長は、当該組織及び／又は独立監視員ネットワークが登録され、法律で保護されている森林管理システムの一部であることを記載する説明書を公表する。
6. 総局長は、登録済みの独立監視員機関及び／ネットワーク並びに連絡窓口を当省のホームページで公開する（<http://silk.dephut.go.id>）。
7. 監視員ネットワーク機関は、機関員に対して機関員証を提供する。
8. 監視員ネットワーク機関は、総局長に対して、必ずネットワーク機関における構成、責任者、窓口の変更を連絡すること。

E. 独立監視員の権利及び義務

1. 独立監視員の権利は次のとおり。
 - a. 監視の遂行において、法令に従い、木材合法性検証システムの工程に直接関わる関係者から印刷物及び／又はデジタルでのデータ及び情報を取得する権利及びネットワーク内外のデータ及び情報システムにアクセスする権利
 - b. 独立監視員は、関連機関から肉体的又は口頭による脅迫及び／又は暴力を受けないよう安全性の保証を得る権利がある。

- c. 独立監視員は、必要に応じて、監視遂行にあたり認可保持者の作業エリア内の特定の場所へ立ち入るための案内状を当省へ申請することができる。
2. 独立監視員の義務は次のとおり。
 - a. 監視を遂行にあたり、認可保持者の作業エリア内における特定の場所へ立ち入る際は、身分証明書又は監視員ネットワーク機関との関係性を提示すること；
 - b. 情報要請フローに従い、添付フォームに沿って、データ及び情報の使用に関する合意書に署名することにより、責任を持って公共情報を維持、保護すること。
 - c. 公表する監視結果情報について、独立評価・検証機関（LP&VI）及び／又は当省へ連絡できる。
 - d. 国による資金へのアクセスを取得する場合、国家財務の使用及び報告規定を従うこと。

F. 監視手順

1. 独立監視員は、次に対して監視を行う：
 - a. 持続的生産林管理の性能評価及び／又は木材合法性検証が告知されてから持続的森林管理証明書（S-PHL）及び木材合法性証明書（S-LK）が発行されるまでの工程；
 - b. V-Legal 表示の使用及び V-Legal 書類の発行；
 - c. 供給元適合性リスト（DKP）の発行；
 - d. デューデリジェンスの実施；
 - e. 原材料適合性検証（VLBB）の実施。
2. 独立監視員は、全国の林業製品運搬を行っている認可保持者、管理権保持者、権利森林所有者、家業・職人、企業の性能について、住民、NGO、マスメディアによる報告・情報に基づき、監視を行うことができる。
3. 独立監視員は、持続的生産林管理の性能評価及び／又は木材合法性検証の工程及び結果、V-Legal 書類の発行、持続的生産林管理評価機関及び／又は木材合法性検証評価機関の認定工程及び結果、持続的生産林管理評価機関、木材合法性検証評価機関、国家認定委員会による苦情対応の工程を確認する。
4. 独立監視員は、信頼性の高い監視結果を取得するために、独自の監視方法を使用・展開することができる。
5. インプット及び／又は苦情は、次の期間における監視結果である。
 - a. 木材合法性検証の場合は、過去 1 年間
 - b. 持続的生産林管理の性能評価の場合は、過去 5 年間
6. 上記 5 号で述べた期間外のインプット及び／又は苦情は、持続的生産林管理評価機関及び木材合法性検証機関による評価又は検証範囲に適している限り、監視結果として提供することはできる。

G. 監視報告の手順

1. 独立監視員は、監視結果又は苦情を次に報告する：

- a. 認可保持者、管理権保持者、権利森林所有者の評価・検証・性能に関する工程及び／又は決定、国間の林業製品運搬を行う企業、家業・職人、V-Legal 書類の発行、供給元適合リストを使用する原材料に関する証明書などに関する場合は、持続的生産林管理評価機関及び／又は木材合法性検証機関
 - b. 認定済みの持続的生産林管理評価機関及び／又は木材合法性検証機関の認定工程、認定決定、性能などに関する場合は、国家認定委員会
 - c. 供給元適合リストの発行工程、システム又は方針改善における木材合法性検証システム実施の評価結果などに関する場合は、持続的生産林管理総局長経由当省
2. 監視結果又は苦情は下記に基づく。
- a. 以下における不順守の発見：
 - 1) 持続的生産林管理評価機関及び／又は木材合法性検証評価機関の実施工程及び認定結果；
 - 2) 原材料合法性検証（VLBB）の仕組みも含む、持続的生産林管理の性能評価及び／又は木材合法性検証工程及び／又は持続的生産林管理の評価結果決定及び／又は木材合法性検証の結果；
 - 3) 確認工程；
 - 4) V-Legal 表示の使用；
 - 5) V-Legal 書類の発行；
 - 6) デューデリジェンスの発行；
 - 7) 供給元適合性リストの発行
 - 8) 持続的生産林管理の性能確認及び／又は木材合法性検証確認及び／又は持続的生産林管理及び／又は木材合法性検証の確認結果
 - b. 以下における不順守の発見：
 - 1) 認定の公表後；
 - 2) 証明書の発行後；
 - 3) 確認結果後
 - 4) 供給元適合性リストの発行後；
 - 5) デューデリジェンスの発行後；
 - 6) V-Legal 表示の使用後；
 - 7) V-Legal 書類の発行後
 - c. 木材合法性検証システム実施におけるシステム又は方針改善における評価結果及び推薦
3. 監視結果又は苦情は、報告者の身分証明書及び必要な確証を添付の上、報告内容をイメージできるタイトルを付け、書面にて報告する。
 4. 独立監視員は、当省、地方政府、国家認定委員会に対し、システム及び方針改善の推薦が記載されている 1 項の c で述べた監視結果及び苦情を連絡することができる。
 5. 監視員の身分には、最低でも以下を記載すること：
 - a. 氏名；
 - b. 住所；
 - c. 連絡可能な電話番号・電子メール；

- d. 監視員が登録監視ネットワーク機関に加入している場合、ネットワーク機関名
- 6. 監視結果又は苦情は、少なくとも以下の確証を添えること：
 - a. 情報源（情報提供者、回答者）から直接取得した目撃証言の場合、予備データや情報及び／又はマスメディアや裏づけデータなどから入手したその他情報；又は
 - b. 独立監視員が直接目撃した場合、それを裏付けるもの及び／又は確認済みの事前データ・情報付き
 - c. 報告する情報が正しいことを証言する独立監視員の印紙付き声明文。
- H. 監視結果又は苦情のフォローアップ
 - 1. 監視結果又は苦情のフォローアップは、苦情及び上訴要領に関する総局長規程 L.5 を参照する。
 - 2. 当省、地方政府、国家認定委員会は、システム及び方針改善における推薦報告書に基づき、関係者との協力関係を構築することができる。
- I. 資金及び安全性
 - 1. 資金
 - 独立監視員の資金は、次から取得することができる：
 - 1) 自己資金
 - 2) 国家予算
 - 3) 自治体予算
 - 4) 信託資金
 - 5) その他の合法かつ無結束資金源
 - 2. 安全性
 - a. 独立監視員は、安全性の理由で、情報源（情報提供者、回答者）の身元を秘密にすることができる。
 - b. 監視結果又は苦情の受理者は、必ず監視員及び／又は情報源（情報提供者、回答者）の身元を秘密にすること。但し、本人からの書面による許可があった場合を除く。
 - c. 独立監視員は、監視地区から最寄りの当省担当局長に対し、監視実施計画を報告する及び／又は警備支援の依頼をすることができる。
 - d. 当省は、当省担当局長に対し、監視計画を報告する監視員を保護するために、通知を発行する。
 - e. 必要に応じて、当省担当局長は、監視される当事者に対して、案内状を発行し、現地警察にもその写しを配布する。
 - f. 当省は、独立監視員に対する安全保障を強化するために、関連機関と協力する。
 - g. 総局長は、独立監視員の安全性について、当省担当局長での独立監視員が連絡できる担当窓口を指定する。
 - h. 脅迫などがあった場合、当省担当局長は、対応権限のある他機関と連携を取る及び／又は対応権限のある他機関へ報告する。
- J. その他

1. 法令に従って監視活動を遂行する独立監視員は、刑事訴訟又は民事訴訟で訴えられることはできない。
2. 独立監視員が法令に従って監視活動を行っていない場合、法令に基づいて訴えられ得る。

持続的生産林管理総局長

イダ・バグス・プトラ・パルタマ

本写しは、原本と同内容である。
法務・技術協力部長

バンバン・ウィヨノ
公務員番号 19610201 198303 1 005

独立監視員のデータ要請フロー

活動	組織	申請者（独立監視員）	広報課	持続的生産林管理総局事務局（データ代理者）	データ管理局	時間（営業日）
1. 広報課に対するデータ依頼書		1				
2. 持続的生産林管理総局事務局及びデータ管理局への依頼書の写し		2				
3. 持続的生産林管理総局事務局に対するデータ依頼書			3			2
4. 持続的生産林管理総局事務局からデータ管理局へのデータ依頼				4		2
5. データ管理局は依頼者が必要とするデータを用意					5	4
6. データ管理局は案内状付きで依頼者にデータを提供する		6A			6	
7. データ管理局からの案内状の写し（添付なし）は持続的生産林管理総局事務局と広報課へ配布			7B	7A	7	

= 処理工程
 = 依頼書・書類の提出
 → = 宛先への書類
 → = 写しの配布

独立監視員ネットワーク機関登録フォーム	
No. 登録（職員が記入）：.....	
機関名	:
機関代表者名	:
機関長名	:
職業	:
機関の住所	:
No. 電話番号	:
機関の電子メール	:
書類確認のチェックリスト	:
	法人設立証書又は組織設立説明書の写し
	定款、法律、又は標準手順書
	倫理規定及び執行手順
	監視要領
	組織の構成、責任者、窓口
	登録日：.....
受取職員	登録依頼者
署名	署名
氏名：.....	
役職：.....	氏名